



答申第 908 号  
令和 2 年 10 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 10 月 21 日付け神  
経農計第 1070 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申しま  
す。

記

林地台帳システムの構築について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 森林法の改正に基づき、森林整備に必要な森林所有者情報の集約、管理が市町村の  
責務になったことに伴い、GIS アプリケーションソフトを搭載したスタンドアロン PC  
に土地登記簿情報や固定資産税課税台帳情報などをデータベース化することは、適切  
な森林管理、及び災害時の森林管理者の迅速な特定を図ることができ、公益に資する  
と認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害するこ  
とのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適  
切に行わなければならない。

林地台帳システムの構築について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙  
答申 908

【登記簿情報】

- ・所有者氏名, 所有者住所, 共有者氏名, 共有者住所, 地目, 面積
- ・所有権以外の登記権利者氏名, 住所, 権利種別

【固定資産課税台帳情報】

- ・区コード, 所在地, 整理番号, 台帳区分コード
- ・氏名コード, 漢字住所, 漢字氏名, カナ氏名
- ・名義人宛名番号 (登記), 地目 (登記), 地積 (登記)

【森林法に基づく届出 (伐採・所有者変更) 情報】

- ・届出者氏名, 住所, 連絡先電話番号, 種別, 内容

【森林簿】

- ・森林所有者, 住所, 共有者, 共有者住所